

令和元年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(第Ⅲ期基本計画関連分)

令和2年10月29日
総務省統計委員会

はじめに

統計委員会では、毎年度、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定により、総務大臣が取りまとめた統計法の施行状況について報告を受けており、同条第3項の規定に基づく意見を総務大臣又は関係行政機関の長に対して述べる要否を含め、審議を行っている。

この審議は、専ら、統計法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において検討・実施が求められた事項を対象にしており、これら事項の着実な推進を図る上からも重要な役割を担っている。

これまで基本計画は、第Ⅰ期が平成21年3月13日に、第Ⅱ期が平成26年3月25日に閣議決定され、統計行政全般に関するマスタープランとして機能してきた。現行の第Ⅲ期基本計画は、平成30年3月6日に閣議決定されたものであり¹、統計委員会の機能強化などを内容とする統計法の改正（平成30年法律第34号）ともあいまって、公的統計の整備は、新たな局面を迎えている。

このような中、本年度の統計法施行状況に関する審議は、令和元年度に各府省が行った取組のうち、統計委員会において、その詳細な確認が必要とされた事項について、関係府省の取組を評価するものであり、本報告書は、統計委員会企画部会における審議結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の構成は、これまでと同様、「本編」と「資料編」からなっている。このうち、「本編」では、企画部会における審議結果等を概括しており、「資料編」では、企画部会で使用された資料等で構成している。

¹ 第Ⅲ期基本計画については、平成31年1月に明らかとなった統計の不適切事案を受け、統計委員会の再発防止策（令和元年9月）や統計改革推進会議の総合的対策（令和元年12月）を具体化し、新たな取組を確実に実施するため、一部変更が行われている（令和2年6月2日閣議決定）。

なお、本年度の統計法施行状況に関する審議は、令和元年度末までの各府省の取組状況について実施するものであり、上記変更により基本計画に新たに反映された事項については、今回は審議の対象ではない。

目次

【本編】

I 審議経過等

1 審議の枠組み	5
2 審議の対象（本報告書の対象）	5
3 審議の進め方	5
4 審議経過	5

II 第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議結果

1 経済構造実態調査の創設	9
（1）取組状況	9
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	9
2 人口動態調査のオンライン報告システムの改修	11
（1）取組状況	11
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	11
3 統計に関する国際機関等の情報の共有	12
（1）取組状況	12
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	13

【資料編】

(資料1) 令和元年度統計法施行状況に関する審議の進め方について (令和2年7月31日企画部会決定)	17
(資料2) 令和元年度施行状況報告の審議対象事項(案) (令和2年8月27日～企画部会資料)	19
(資料3) 経済構造実態調査の実施状況について (令和2年10月1日企画部会資料)	20
(資料4) 人口動態調査について (令和2年10月1日企画部会資料)	29
(資料5-1) 国民経済計算における国際的議論への参画 (令和2年10月1日企画部会資料)	33
(資料5-2) 国際比較可能性の更なる向上に向けて (令和2年10月1日企画部会資料)	34

【参考URL】

- (1) 令和元年度(2019年度) 統計法施行状況報告<基本計画関連事項編>(令和2年7月31日総務省)
<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- (2) 企画部会の審議状況(第10回～第13回)
<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaigi.html>

【本 編】

I 審議經過等

1 審議の枠組み

総務大臣は、統計法第55条第1項の規定に基づき、統計法の施行状況について各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。そして、この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べることもとされている。

2 審議の対象（本報告書の対象）

本報告書は、第Ⅲ期基本計画に記載された事項に係る令和元年度の各府省の取組状況について、総務大臣からの報告（令和元年度の統計法施行状況報告（基本計画関連事項編）¹⁾）を受けて令和2年度に企画部会で審議した事項について結果をとりまとめたものである。

3 審議の進め方

（1）審議方法

審議は、企画部会において、関係府省からの提出資料やヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめることとした。

（2）審議事項の選定の考え方

令和元年度の統計法施行状況報告（基本計画関連事項編）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より1か月遅れて報告を受けることとなった。一方で、関係府省における取組の更なる推進を促すため、早急に本審議を行う必要もあった。このため、審議事項については、次の3点に含まれる事項を中心に選定することとし、委員から意見を聴取した後、部会の協議を経て決定することとした。

- ① 実施時期が令和元年度（平成31年度）内とされている事項（14件）
- ② 実施時期が令和元年（年度）（平成31年（年度））からとされている事項（9件）
- ③ 実施時期が令和2年（平成32年）調査の企画時期までとされている事項（4件）

4 審議経過

上記「3」の審議の進め方に沿って、企画部会で審議を行った。

審議経過は、以下のとおりである。

令和2年

7月31日 第153回統計委員会において、総務大臣が統計委員会に対し、「令和元年度統計法施行状況報告〈基本計画関連事項編〉」を提出

7月31日 第10回企画部会において、審議の進め方（「令和元年度統計法施行状

¹ 令和元年度の統計法施行状況報告は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2段階に分けて報告することとされた。同報告のうち、基本計画関連事項編以外の取組（令和元年度における統計調査の実施状況等）については、令和2年11月以降に報告される予定である。

況に関する審議の進め方について」(令和2年7月31日企画部会決定)
(資料1参照))を決定

- 8月27日～ 第11回企画部会において、各府省からの報告に関して改めて確認する
9月9日 必要があるものとして、以下3件の審議事項を決定
- ・経済構造実態調査の創設
 - ・人口動態調査のオンライン報告システムの改修
 - ・統計に関する国際機関等の情報の共有
- 10月1日 第12回企画部会において、審議事項について各府省ヒアリングを実施
- 10月29日 第13回企画部会において、「令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(第Ⅲ期基本計画関連分)(案)」を提示し、審議の上、決定、公表

Ⅱ 第Ⅲ期基本計画への取組状況に 関する審議結果

1 経済構造実態調査の創設

経済構造実態調査の創設について、第Ⅲ期基本計画では、総務省及び経済産業省が、関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和元年度（2019年度）から実施することとされている。

（1）取組状況

経済構造実態調査は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月統計改革推進会議）や第Ⅲ期基本計画において、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、令和元年度から実施することが求められた。

これを踏まえ、総務省及び経済産業省は、統計委員会への諮問及び答申（「諮問第113号の答申 中間年における経済構造統計の整備について」（平成30年8月28日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。))を経て、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として経済構造実態調査を創設し、令和元年度に第1回調査が実施されたところである。

その概要は、以下のとおりである。

ア 調査対象数

甲調査¹は約19.3万企業、乙調査²は約5.2万企業・事業所を対象として実施された。

イ 調査票回収状況

調査票回収率は、甲調査は86.8%、乙調査は81.0%であった。なお、甲調査の調査客体のうち、独立行政法人統計センターにおいて企業専任の職員を配置して回答をサポートした上場企業等約3,000企業についてみれば、調査票回収率は98.6%に上った。

ウ 公表状況

甲調査に関する集計結果については、一次集計結果が令和2年3月31日、二次集計結果が同年7月31日に公表されている。また、三次集計結果については令和2年10月下旬に公表される予定である。

また、乙調査に関する集計結果については、甲調査の二次集計結果と同時に、令和2年7月31日に公表されている。

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

経済構造実態調査の創設は、経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図る上で、基盤・中核となる重要な取組の一つであり、同調査がおおむね円滑に実施されたことは評価できる。

¹ 「甲調査」は、日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）に属する企業（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く。）を対象に、売上・費用の構造を横断的に把握する調査である。

² 「乙調査」は、特定のサービス業等に属する企業及び事業所を対象に、特定産業の特性事項を把握する調査である。

総務省及び経済産業省においては、令和2年度末に予定されている統計委員会への諮問に向けて、引き続き、第Ⅲ期基本計画に記載されているその他の事項³や、前回答申において当委員会が指摘した「今後の課題」⁴について十分な検討を行うことが必要である。

³ 第Ⅲ期基本計画においては、経済構造実態調査に関し、今回審議した同調査の創設のほか、同調査に工業統計調査を包摂することに向けて結論を得ることや、令和3年経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ調査事項等の見直しを検討する等の取組が掲げられている。

⁴ 前回答申においては、経済構造実態調査に関し、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定、調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実、乙調査の位置付け及び調査事項の再検討などの課題を指摘している。

2 人口動態調査のオンライン報告システムの改修

第Ⅲ期基本計画では、厚生労働省が、人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組み、令和元年度（2019年度）中に実施することとされている。

（1）取組状況

人口動態調査は、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）の規定に基づいて届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を把握し、その実態を明らかにすることを目的として実施されているものである。

報告の系統は、上記届出に基づいて市区町村において調査票等の作成を行い、保健所、保健所を設置する市・特別区、都道府県において、それぞれ調査票の受付及び内容審査等を経て、厚生労働省に提出されるものとなっている。

これまで、厚生労働省は、本調査の業務の効率化及びコスト削減のため、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）の一部改正（平成29年10月2日）により、調査票の送付については原則、オンライン報告システムを用いることとしており、また、同システムの利用促進に向け、関係機関に対する説明会の実施や導入の依頼等のほか、令和元年度中に同システムのユーザーの利便性の向上等を図るための機能追加・改修を行うなどの取組を実施している。

これらの取組により、オンライン報告システムは、令和2年8月末現在、全ての都道府県、保健所及び全国の約三分の一の市区町村において導入済となっている。

また、オンライン報告システムが未導入の残りの約三分の二の市区町村においても、調査票等は、USBメモリなどの電子媒体で保健所に送付しており、ほとんどの市区町村で調査票等の電子化が図られている状況となっている。

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

厚生労働省が関係機関に対して人口動態調査のオンライン報告システムの利用促進に継続的に取り組んでおり、その結果、全ての都道府県及び保健所において導入されていることや、市区町村においても導入がある程度進展していることは評価できる。

一方、同調査において重要な役割を担う保健所は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務の逼迫が指摘されており、オンラインでの報告の意義が再確認されたところである。

このため、厚生労働省は、オンライン報告システムを未導入の市区町村に対し、その理由を十分に確認した上で、更なる利用の促進を図ることや、今後の行政のデジタル化に係る検討内容を踏まえ、統計業務の継続性の確保の観点から、システム改修等を通じたデータ収集の迅速化・統計作成事務の効率化に継続的に取り組むことが望まれる。

3 統計に関する国際機関等の情報の共有

第Ⅲ期基本計画では、総務省及び各府省が、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する取組を平成30年度（2018年度）から実施することとされている。

（1）取組状況

ア 統計に関する国際的な情報の各府省間の共有

総務省及び各府省は、平成30年度以降、「国際統計に関するワーキンググループ」⁵の会合を毎年開催しており、令和2年1月15日に開催された第2回会合では、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」のグローバル指標（以下「SDGグローバル指標」という。）を巡る最近の動向など国際的な課題のほか、各府省等が出席した、又は出席予定の統計関係の国際会議に関する情報共有等が行われた。

イ 国民経済計算における国際的議論への参画

内閣府は、国際基準策定に向けた国際議論に貢献することを目的として、平成30年4月、経済社会総合研究所国民経済計算部に新たに国際基準課を設置し、国際機関（OECDや国際連合）の統計部局等が主催する会合に出席の上、意見表明や我が国の取組に関する報告を行うなど、2008SNA改定（2025年予定）に向けた国際議論に参画するなどの取組を行っている。

ウ 特別データ公表基準（SDDS）プラスにおける未対応の項目の公表

特別データ公表基準（SDDS）プラスは、IMFが定める経済・金融に関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、金融健全性指標や債務証券などの公表により参加条件（9項目中5項目の公表）を満たしたことで、平成28年4月に参加した。対応未了であった4項目のうち3項目については既に公表されており、現在、関係府省等の連携の下、残る1項目（四半期の一般政府収支（内閣府所管））の公表に向けた検討が進められている。

エ SDGグローバル指標の対応拡大

SDGグローバル指標は、「持続可能な開発目標」における17の「ゴール」をより具体的に書き下した169の「ターゲット」それぞれについて、進捗度を測定するために設定されているものであり、毎年、国連統計委員会の議論を経て見直しが行われている。

我が国では、令和元年8月以降、外務省のウェブサイトである「SDGsアクション・プラットフォーム」⁶においてSDGグローバル指標の作成方法や算出値が公表されており、現在、127指標が公表されている。

今後、国連統計委員会で見直しが行われた指標について、関係府省間で連携の上、公表を行うことや、公表可能な指標を拡大するため、国内指標が未整備のターゲット等につ

⁵ 国際統計に関するワーキンググループは、各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを通じて、統計の国際協力の総合的な推進に資するため、統計企画会議の下に設置されているもの

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

いて、持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議関係者等と議論を行うことなどが予定されている。

（２）取組状況に対する評価、今後の方向性等

統計に関する国際的な情報の各府省間の共有や、国民経済計算における国際的な情報発信の取組については、評価できる。

一方で、グローバル化の進展や、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響に対処していく上で、統計に関する国際比較可能性の確保等の重要性は高いものと考えられる。

このため、総務省及び各府省は、SNA改定、SDGグローバル指標の整備に加えて、その他の統計に関しても、国際的な比較可能性についての検討を行い、その向上を図るとともに、統計データの収集方法等も含め、より一層、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に取り組むことが望まれる。

【資料編】

令和元年度統計法施行状況に関する審議の進め方について

令和 2 年 7 月 31 日
企画部会

1 基本的な考え方

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを把握することにより統計法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- なお、本審議は、令和元年度末までの各府省の取組状況についての報告を受けて行うものであり、令和 2 年 6 月に基本計画に新たに反映した事項は対象外
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より 1 か月遅れて報告を受けたところ。一方、関係府省における取組の更なる推進を促すため、早急に本審議を行う必要があり、令和元年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議を行うことを想定

2 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体の流れ

以下のとおり、想定（別添参照）

- 7 月の企画部会において審議の進め方及び審議事項の選定の考え方を決定
- 8 月の企画部会で具体的な審議事項を決定
- 9 月の企画部会で審議
- 10 月の企画部会で審議結果を取りまとめ

（スケジュールについては新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適宜見直し）

(2) 審議事項の選定の考え方

基本計画別表に掲げられた事項の中から次の 3 点を考慮し選定する。

- ① 実施時期が令和元年度（平成 31 年度）内とされている事項（14 件）
- ② 実施時期が令和元年（年度）（平成 31 年（年度））からとされている事項（9 件）
- ③ 実施時期が令和 2 年（平成 32 年）調査の企画時期までとされている事項（4 件）

その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て具体的な審議事項を決定

審議事項の件数については、新型コロナウイルス感染症に係る担当部局の業務の状況やスケジュール等を考慮し、数件程度を想定。

(3) 審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議部会

企画部会で審議を行う。ただし、国民経済計算に関する案件については、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において議論し、その結果を踏まえ対応する。

令和元年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

7月 統計委員会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託



7月 企画部会

- ・ 審議について審議事項の選定の考え方、審議候補事項及び審議件数見込み、審議の進め方を説明



8月 企画部会

- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示
- ・ その場で協議し、審議事項を最終決定



9月 企画部会

- ・ 審議



10月 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定

資料 2

令和2年8月27日～
企画部会資料

令和元年度施行状況報告の審議対象事項（案）

項目No.	項目	具体的な措置、方針等	担当府省	実施時期	令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別	対応案
39	第2 1 国民経済計算を軸とした経済的・体系的な統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業調査を統合し、中間年調査を実施する。また、中間年調査を統合し、作成するとして、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施した。 	実施済	【企画部会において議論】
71	2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組み。	厚生労働省	平成31年度（2019年度）中に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。 ① J A V A (J R E) インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。 ② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入力しやすいうようにオンライン報告システムの構成を見直した。 次期システム更改に向け、作成事務の更なる効率化に取り組み予定。 	実施 検討予定	【企画部会において議論】
120	3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	◎ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に、各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的とした会議を定期的に開催しており、令和元年度（2019年度）は1回開催した。 	継続実施	【企画部会において議論】

経済構造実態調査の実施状況について

令和2年10月1日
総務省統計局
経済産業省調査統計グループ



1. 経緯等について

- 最終とりまとめ、基本計画 統計委員会の答申

2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等 調査対象の範囲
 調査事項

3. 集計の概要

4. 調査の実施状況、公表状況

統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)

2 GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等によるビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）※5の創設により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られ、基準年推計とともに産業別付加価値のより正確な把握が可能となる。

※5 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を2019年度から統合するとともに、商業統計を2019年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設する。

2

公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)

※本計画は平成30年6月2日に策定した計画を一部変更したもの。ただし、以下の内容には変更なし。

別表今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。（令和元年度（2019年度）から実施する【総務省、経済産業省】）

※今後の検討事項等については、後述

統計委員会諮問第113号の答申(平成30年8月28日付け統計委第8号)

「中間年における経済構造統計の整備について」

Ⅲ 基幹統計調査の統合・再編等

3 経済構造実態調査の実施

(3) 承認の適否及び理由等

ア 経済構造実態調査は、中間年経済構造統計の作成に当たり、中核となるデータを提供するものであり、商業調査及び特サビ実態調査等を統合した上で、第3次産業全般に対象を拡大し、更に製造業も対象とすることで、GDPの9割以上を占める経済活動の実態や企業の多角化の状況、商業マージンに関する情報等を毎年提供することを可能とする調査である。

これにより、国民経済計算の推計にあつては、推計の基礎となる年次データが必ずしも十分でなかった中間年の現状に対して、より充実したデータを提供することとなり、その推計精度の改善に大きな前進をもたらすものとして期待される。

(後略)

イ 以上の点を踏まえると、今回の計画は適当であるとともに、一次統計における報告者の負担に配慮しつつ、加工統計との連携を体現した優れた事例としても高く評価できるものである。

※今後の検討事項等については、後述

3

2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等
- 調査対象の範囲
- 調査事項

経済構造実態調査

創設の目的

- ・ サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること
- ・ 年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳（生産・投入構造）を明らかにすること
- ・ 各種行政施策のための基礎情報を整備すること

調査の概要

【調査の目的】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査実施中間年の経済構造統計を作成すること

【調査の基準日】

毎年6月1日現在
※経済センサス-活動調査実施年を除き毎年実施（令和元年が1回目）

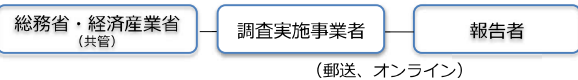
【調査の種類】

- 甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）の売上・費用の構造を横断的に把握
乙調査：特定産業の特性事項を把握する調査

【調査対象範囲】（※詳細次頁）

- 甲調査：日本標準産業分類E～R（製造業、サービス業）に属する企業
（個人経営の企業及び一部の産業に属する企業を除く）
乙調査：特定のサービス業等に属する企業及び事業所

【調査の流れ】



既存の統計調査の統合・再編

経済構造実態調査は、報告者の負担軽減を図るため、既存の3調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握



【予算規模】

令和元年調査に係る予算額 23 億円

4

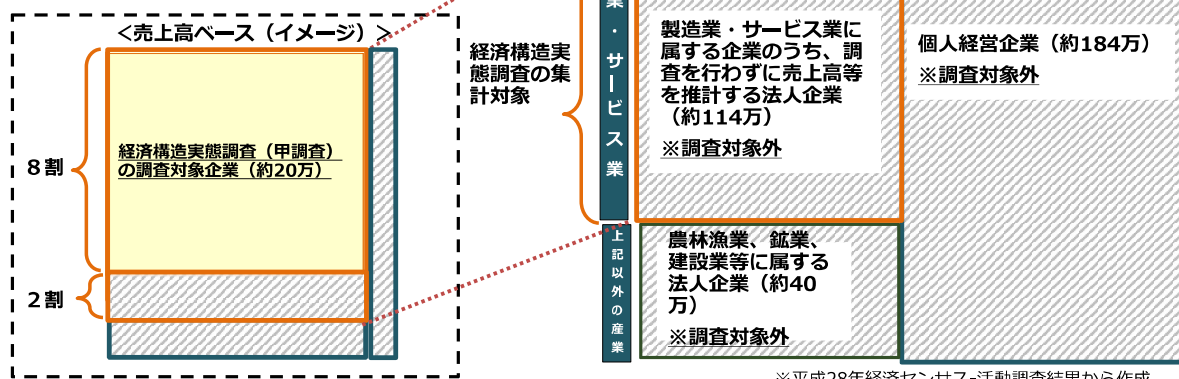
2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等
- 調査対象の範囲
- 調査事項

経済構造実態調査

甲調査

売上高ベースで8割以上をカバー。
これら約20万企業のデータから残りの売上高2割分（約114万企業）を推計し、製造業・サービス業全体の法人企業の売上高等を把握



乙調査

以下の特定産業（35業種）に属する約5万客体を標本抽出

【企業を対象として調査する業種】

- ①映像情報制作・配給業 ②音声情報制作業 ③映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業 ④新聞業 ⑤出版業 ⑥クレジットカード業、割賦金融業

【事業所を対象として調査する業種】

- ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット付随サービス業 ④各種物品賃貸業 ⑤産業用機械器具賃貸業 ⑥事務用機械器具賃貸業 ⑦自動車賃貸業 ⑧スポーツ・娯楽用品賃貸業 ⑨その他の物品賃貸業 ⑩デザイン業 ⑪広告業 ⑫機械設計業 ⑬計量証明業 ⑭機械修理業 ⑮電気機械器具修理業 ⑯葬儀業 ⑰結婚式場業 ⑱冠婚葬祭互助会 ⑲映画館 ⑳興行場、興行団 ㉑ゴルフ場 ㉒ゴルフ練習場 ㉓フィットネスクラブ ㉔ボウリング場 ㉕スポーツ施設提供業（上記以外） ㉖公園、遊園地・テーマパーク ㉗学習塾 ㉘外国語会話教授業 ㉙教養・技能教授業（外国語を除く）

5

2. 経済構造実態調査の概要

- 調査目的等
- 調査対象の範囲
- 調査事項

経済構造実態調査

第1面（付加価値等の構造の産業横断的把握）

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項（A）を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織及び資本金等の額
- 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 5 企業全体の売上（収入）金額、年間商品販売額、費用総額及び主な費用項目
 - ・給与総額
 - ・租税公課
 - ・支払利息等
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動の内容
- 8 企業の事業活動別の売上（収入）金額
- 9 電子商取引の有無及び割合

<卸売業・小売業のみ>

- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額
- 11 年間商品仕入額

下線：調査票にプレプリントする事項

甲調査1（売上高上位80%企業）－20万企業

甲調査2（売上高上位50%企業）－3万企業

第2面（投入構造の推計精度の向上）《製造業を除く》

⇒上記(A)に加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳（B）を把握

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の

項目別内訳

<産業横断的事項>

- ・給与総額
- ・福利厚生費（退職金を含む）
- ・賃借料（土地・建物）
- ・賃借料（情報通信機器）
- ・賃借料（その他）
- ・減価償却費
- ・外注費
- ・広告宣伝費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・荷造運賃
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・消耗品費、事務用品費

<産業別事項>
次稿参照

甲調査3（上場企業等の最上位企業）－3000企業

傘下事業所票（都道府県別結果の精度向上）

⇒上記(A) + (B)に加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等（C）を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の売上高

<卸売業、小売業のみ>

- 5 卸売業販売額及び小売業販売額
- 6 売場面積
- 7 卸売業販売額の販売先割合（本支店間移動の割合）

●詳細な投入構造に係るデータ整備を担保しつつ、企業における回答のしやすさを確保するため、有価証券報告書などの事項を産業別調査事項として設定

甲調査

乙調査

企業単位で把握する事項

- ①名称、所在地及び法人番号
- ②経営組織及び資本金等の額
- ③事業の形態
- ④会社系統
- ⑤年間売上高
- ⑥年間契約高及び契約件数
- ⑦年間営業用固定資産取得額
- ⑧入場者数
- ⑨会員数
- ⑩受講生数
- ⑪加盟店数
- ⑫施設
- ⑬従業者数

事業所単位で把握する事項

- ①名称及び所在地
- ②本社の所在地
- ③経営組織及び資本金等の額
- ④本社別
- ⑤事業の形態
- ⑥会社系統
- ⑦年間売上高
- ⑧年間契約高及び契約件数
- ⑨年間営業用固定資産取得額
- ⑩入場者数
- ⑪会員数
- ⑫受講生数
- ⑬加盟店数
- ⑭施設
- ⑮従業者数

6

【参考】甲調査第2面 産業別の費用項目

産業	産業別調査事項	産業	産業別調査事項
電気業	①燃料費、②修繕費	不動産取引業	①用地費、②外注工事費、③土地建物購入費
ガス業	①原材料費、②修繕費	不動産賃貸業・管理業	①修繕費
電気通信業	①施設保全費、②通信設備使用料	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、レンタル・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業	①貸与資産原価、②リース投資資産原価、③資金原価
映像情報制作・配給業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③配給権獲得費（国内）、④配給権獲得費（国外）、⑤配収支払費、⑥版權獲得費（国内）、⑦版權獲得費（国外）	広告業	①媒体費
音声情報制作業	①制作費（出演料等の人件費）、②制作費（その他）、③著作権使用料	宿泊業	①材料費、②修繕費
出版業	①印税・原稿料	飲食業	①製造原価（材料費）、②製造原価（労務費）
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業	①外注費（国内）、②外注費（国外）	冠婚葬祭業	①施設管理費、②販売手数料
鉄道業	①動力費	映画館	①施設管理費、②上映映画料
水運業	①貨物費（燃料費除く）、②燃料費、③港費、④船費、⑤借船費	興行場、興行団	①選手契約料・出演契約料、②施設管理費
卸売業、小売業	①商品売上原価、②販売手数料、販売奨励費	スポーツ施設提供業	①施設管理費
銀行・信託業	①資金調達費用、②役員取引等費用、③特定取引費用	公園、遊園地・テーマパーク	①施設管理費
証券業	①金融費用、②取引関係費、③不動産関係費	学習塾	①警備費
生命保険業	①保険金等支払金、②責任準備金等繰入額、③資産運用費用	教養・技能教授業	①講師謝礼、②教材作成費
損害保険業	①保険引受費用、②資産運用費用	医療業	①薬品費、②材料費（薬品費を除く）
中小企業等金融業、農林水産金融業	①資金調達費用、②役員取引等費用、③特定取引費用		
クレジットカード業、割賦金融業	①貸倒引当金繰入額、②金融費用		

7

	甲調査	乙調査
集計	<p>限られた調査対象数の下で、より安定的・詳細な結果を集計・提供するため、経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団DBに格納されているデータを使用して集計</p> <p><第1面> 調査企業分の集計値+非調査企業分の推計値(※) ※調査事項ごとに、調査企業の産業小分類等の伸び率を事業所母集団DBの企業データに乗じて推計 ※甲1調査の調査対象企業が工業統計調査重複している場合は、経済構造実態調査の調査票を配布せず、工業統計調査から得られたデータを使用して集計</p> <p><第2面> 調査企業分の集計値(割合表章)</p> <p><傘下事業所票> ※都道府県別表章 調査企業分の傘下事業所集計値+非調査事業所の推計値(※) ※調査事項ごとに、当該企業の伸び率及び産業小分類別伸び率を併用した伸び率を事業所母集団DBの事業所データに乗じて推計</p>	<p>標本理論に基づく拡大推計により、特定産業の特性事項に係る事項を集計</p>
公表予定	<p><一次公表：全国結果> 第1面に係る結果のうち一部を調査実施年翌年の3月末までに公表</p> <p><二次公表：全国結果> 第1面及び第2面に係る結果を調査実施年翌年の7月末までに公表</p> <p><三次公表：都道府県別結果> 傘下事業所票に係る結果を調査実施年翌年の10月末までに公表</p>	<p>甲調査の「二次公表」と同時に公表</p>

8

令和元年調査における回収状況

甲調査（約20万企業） **86.8%**

うち甲調査3（約3000企業） **98.6%**

※独立行政法人統計センターにおいて、企業専任の職員を配置して回答をサポート

乙調査（約5万企業・事業所） **81.0%**

令和元年調査における対象数

- ・甲調査：約19.3万企業
うち甲調査2：約3.1万企業
うち甲調査3：約3千企業
- ・乙調査：約5.2万企業・事業所

令和元年調査における公表状況

- ・一次公表：令和2年3月31日
 - ・二次公表：令和2年7月31日
 - ・三次公表：令和2年10月予定
- ※一次公表、二次公表要約資料は別添1、別添2参照

9

公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)

※本計画は平成30年6月2日に策定した計画を一部変更したもの。ただし、以下の内容には変更なし。

別表今後5年間に講ずる具体的な施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

- ◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。⁽ⁱ⁾(令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までには結論を得る。【総務省、経済産業省】)
- ◎ 令和3年(2021年)経済センサス活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。⁽ⁱⁱ⁾(令和4年(2022年)調査の企画時までには一定の結論を得る。【総務省、経済産業省、関係府省】)

統計委員会諮問第113号の答申(平成30年8月28日付け統計委第8号)

「中間年における経済構造統計の整備について」

IV 今後の課題等

2 諮問された統計調査に係る課題

(2) 経済構造実態調査

- ① 平成33年(2021年)経済センサス活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定⁽ⁱⁱ⁾について、平成34年度(2022年度)調査の計画の策定期間までに抜本的な見直しを検討すること。
- ② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討⁽ⁱⁱ⁾すること。
- ③ 中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討⁽ⁱⁱ⁾すること。

(3) 工業統計調査

- ② 製造業については、現在、基準年は活動調査、中間年は工業調査を用いて時系列比較がなされているが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の一つとして、双方の母集団名簿が異なること(前者は母集団DB、後者は独自名簿を使用)が考えられる。このため、工業調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、母集団DBの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討⁽ⁱ⁾すること。

10

令和4年調査に向けた検討の場

経済構造実態調査検討会

- i) 工業統計調査の包摂等に関する検討
- ii) 調査の範囲や調査事項等の見直し、乙調査の位置付けに関する検討

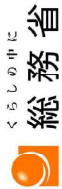
経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ

- その他の検討(他の企業統計との関係整理等)

今後の検討スケジュール

- ・ 経済構造実態調査検討会 ～2021年1月
(検討事項に対して一定の結論)
 - ・ 経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ
～2021年3月
(検討事項に対して一定の結論)
 - ・ 統計委員会諮問～審議 2021年3月頃～
- ＜調査実施準備＞
- ・ 令和4年経済構造実態調査の実施 2022年6月

11



MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications
令和2年3月31日

報道資料

「2019年経済構造実態調査」一次集計結果

総務省及び経済産業省は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を毎年明らかにし、国民経済計算の精度向上に資することを目的として「経済構造実態調査」を創設しました。

この度、2019年6月に実施しました初めての調査の一次集計結果を公表します。なお、今回公表する「一次集計」のほか、「二次集計」及び「三次集計」があり、地域別表章を含め、より詳細な結果を順次公表します。(具体的には裏面を参照)

経済構造実態調査における売上（収入）金額

2018年の産業大分類別の売上（収入）金額は「卸売業、小売業」で498.0兆円、「製造業」で413.2兆円などとなっている。（以下、表を参照）

表 産業大分類別売上（収入）金額

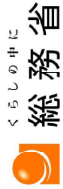
産業大分類	2018年 (兆円)
製造業	413.2
電気・ガス・熱供給・水道業	27.0
情報通信業	63.6
運輸業、郵便業	69.6
卸売業、小売業	498.0
金融業、保険業	118.3
不動産業、物品賃貸業	50.5
学術研究、専門・技術サービス業	44.1
宿泊業、飲食サービス業	22.3
生活関連サービス業、娯楽業	37.7
教育、学習支援業	15.3
医療、福祉	115.5
複合サービス業	9.0
サービス業（他に分類されないもの）	36.6

< 問合せ先 >

総務省統計局
統計調査部 経済統計課 普查発表係
電話：03(5273)1165 (ダイヤルイン)
FAX：03(5273)1498
e-mail：e-nenji@sofoumu.go.jp

(参考) 今後の公表スケジュール

	公表内容	公表時期
一次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額	令和2年3月31日
二次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・産業（中分類）、資本金階級・売上（収入）階級別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・事業活動分類（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額 ・産業（中分類）別の費用内訳割合等	令和2年7月
三次集計	・都道府県、産業（大分類）別の売上（収入）金額 ・都道府県、産業（卸売業、小売業）別の年間商品販売額、本支店間移動の額、売場面積等	令和2年10月



Ministry of Internal Affairs and Communications

令和2年7月31日

報道資料

「2019年経済構造実態調査」二次集計結果【甲調査編】

製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を毎年明らかにし、国民経済計算の精度向上に資することを目的として、2019年6月に初めて実施した「経済構造実態調査」の結果のうち、二次集計結果【甲調査編】を公表します。今般の調査の結果により、事業活動別の売上高や費用の構成等が初めて明らかになります。

※ 経済構造実態調査は総務省及び経済産業省の共管調査であり、売上（収入）金額等の整理事項は調査前年（今回は2018年）の1年用の数値である。

経済構造実態調査における売上（収入）金額及び付加価値額

2018年の産業大分類別の売上（収入）金額（以下「売上高」という。）をみると、「卸売業、小売業」が497兆9810億円と最も多く、次いで「製造業」が413兆2808億円、「金融業、保険業」が118兆3485億円などとなっている。

付加価値額をみると、「製造業」が77兆9292億円と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が48兆16億円、「金融業、保険業」が19兆1983億円などとなっている。（以下、表1を参照）

表1 産業大分類別売上高及び付加価値額

産業大分類	売上高				付加価値額				(参考) 付加価値率	
	2018年*		2019年*		2018年*		2019年*		2015年*	2018年*
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(%)	(%)
製造業	394,599,972	4.7	67,980,544	71,929,169	14.6	17.2	18.9			
電気・ガス・熱供給・水道業	26,242,233	3.0	4,022,972	3,435,880	▲14.6	15.3	12.7			
情報通信業	59,928,400	6.1	15,993,868	16,291,204	1.9	26.7	25.6			
運輸業、郵便業	64,681,603	7.5	16,598,033	18,261,307	10.0	25.7	26.3			
卸売業、小売業	490,625,781	1.5	51,147,719	48,001,552	▲6.2	10.4	9.6			
金融業、保険業	125,081,678	▲5.4	19,129,305	19,198,266	0.4	15.3	16.2			
不動産業、物品賃貸業	44,994,182	12.2	8,957,188	10,599,838	18.2	19.9	21.0			
学術研究、専門・技術サービス業	39,476,139	44,097,503	11.7	13,995,065	18,214,041	30.1	35.5	41.3		
宿泊業、飲食サービス業	21,782,993	2.3	8,020,843	7,837,247	▲2.3	36.9	35.2			
生活関連サービス業、娯楽業	44,053,413	▲14.5	6,963,118	6,750,128	▲3.1	15.8	17.9			
教育、学習支援業	15,060,571	1.5	7,089,467	7,423,852	4.7	47.1	48.6			
医療、福祉	105,757,730	115,499,068	9.2	17,588,629	19,019,907	8.3	16.6	16.5		
複合サービス産業	9,578,644	9,035,677	▲5.7	3,776,807	3,649,198	▲3.4	39.4	40.4		
サービス業（他に分類されないもの）	35,363,054	36,617,403	3.5	13,131,100	15,239,564	16.1	37.1	41.6		

注1：「売上高」及び「付加価値額」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。
 注2：付加価値額は、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことであり、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことにより算出される。本調査においては、以下の算式を用いている。
 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課
 注3：参考の「付加価値率」は売上高に対する付加価値額の割合
 ※ 平成28年経済センサス-活動調査結果

経済構造実態調査における事業活動別売上高

各企業等は、企業全体の主な事業の種類により、1つの産業（主業）に分類されているところであるが、主業以外にも複数の事業を行っている場合がある。

2018年の主業以外の事業活動による売上高の総和をみると、「卸売業、小売業」によるものが33兆6345億円と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」によるものが9兆5949億円、「製造業」によるものが7兆2250億円などとなっている。（以下、表2を参照）

表2 産業大分類（主業）、事業活動別売上高

産業大分類（主業）	事業活動						主業以外の事業活動による売上高の総和
	製造業 (百万円)	電気・ガス・熱供給・水道業 (百万円)	情報通信業 (百万円)	運輸業、郵便業 (百万円)	卸売業、小売業 (百万円)	金融業、保険業 (百万円)	
製造業	390,614,610	246,499	2,431,144	288,123	23,550,214	1,408	739,668
電気・ガス・熱供給・水道業	12,501	24,895,957	37	3,369	1,630,645	-	1,321,431
情報通信業	440,046	13,819	57,419,467	23,682	2,782,287	3,812	33,834,460
運輸業、郵便業	200,678	22,758	21,589	62,248,260	1,253,965	7,019	33,834,460
卸売業、小売業	4,656,956	176,406	2,060,414	330,549	462,645,462	157,836	1,321,431
金融業、保険業	12,434	801	3,616	1,597	81,587	172,511,082	491,610
不動産業、物品賃貸業	82,077	164,842	59,318	66,978	1,251,840	19,125	682,424
学術研究、専門・技術サービス業	915,805	25,791	713,541	178,968	682,424	19,125	1,251,840
宿泊業、飲食サービス業	279,236	3,177	4,725	19,276	775,587	5,353	775,587
生活関連サービス業、娯楽業	40,784	10,023	30,522	34,162	585,996	5,993	585,996
教育、学習支援業	7,513	189	17,883	4,688	70,921	5,466	70,921
医療、福祉	169,115	2,204	6,942	6,215	66,059	707	66,059
サービス業（他に分類されないもの）	407,880	73,159	338,465	363,814	902,935	25,251	902,935
主業以外の事業活動による売上高の総和	7,225,025	739,668	5,688,196	1,321,431	33,834,460	739,668	739,668

注1：「事業活動別売上高」は必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計した。なお、該当数字がないものは「-」とした。
 注2：本調査は、各企業等の事業活動別の売上（収入）金額について、製造業及びサービス業に該当する事業活動のうち上位6つ及びそれ以外の金額をそれぞれ記入することになっており、「その他」はこれらうち「それ以外」の金額の合計を指す。
 注3：下線の数値は、複数の事業活動のうち、主業として行っている事業活動による売上高を表す。

(参考) 公表スケジュール

	公表内容	公表時期
一次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額	2020年3月31日
二次集計	・産業（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・産業（中分類）、資本金階級・売上（収入）階級別の売上（収入）金額、費用総額、主な費用項目、付加価値額 ・事業活動分類（小分類）、経営組織別の売上（収入）金額 ・産業（中分類）別の費用内訳割合等	2020年7月31日
三次集計	・都道府県、産業（大分類）別の売上（収入）金額 ・都道府県、産業（卸売業、小売業）別の年間商品販売額、本支店間移動の額、売場面積等	2020年10月

※ 網掛けの集計区分が、この度公表した「二次集計結果【甲調査編】」の対象

<問合せ先>



総務省統計局

統計調査部経済統計課審本発表係

担当：八木課長補佐、高野係長

電話：03(5273)1165(ダイヤルイン)

FAX：03(5273)1498

e-mail：e-nen.ji@soumu.go.jp

不動産業 物産買渡業 (百万円)	学術研究 専門サービス業 (百万円)	情報業、 放送サービス業 (百万円)	生活関連 サービス業 娯楽業 (百万円)	事業活動			サービス業 (他に分類 されないもの) (百万円)	その他 (百万円)
				教育、 学習支援業 (百万円)	医療、福祉 (百万円)	サービス業 (他に分類 されないもの) (百万円)		
468,148	1,363,998	193,318	81,105	23,095	45,492	1,628,077	2,201,216	
14,915	68,993	109	649	360	7,199	274,961	121,557	
176,995	282,811	12,165	184,775	27,294	14,479	551,262	1,613,676	
1,048,655	1,177,248	75,422	132,222	6,189	68,209	493,082	1,292,666	
1,288,838	670,435	651,237	425,465	122,285	147,541	5,109,854	13,082,086	
161,681	25,950	5,968	19,355	1,581	1,033	44,100	464,169	
44,168,152	466,984	255,484	241,725	16,847	86,877	692,294	2,441,178	
208,321	40,305,992	115,273	64,831	74,038	14,483	335,142	401,969	
331,899	104,644	19,571,709	362,913	12,191	108,715	163,614	505,276	
350,125	75,127	417,381	35,368,170	80,799	23,062	129,678	478,934	
32,400	54,111	23,367	44,949	11,785,999	3,010,483	66,366	160,951	
95,979	75,570	91,893	42,164	272,262	114,082,135	106,486	445,453	
444,878	759,812	175,700	90,516	76,103	149,659	31,692,252	1,033,015	
4,602,834	5,125,673	2,017,317	1,690,669	713,044	3,677,232	9,594,916	-	

人口動態調査について

令和2年10月1日
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

人口動態調査の概要

調査の目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の対象 及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている

調査の期間

1月1日～同年12月31日

調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

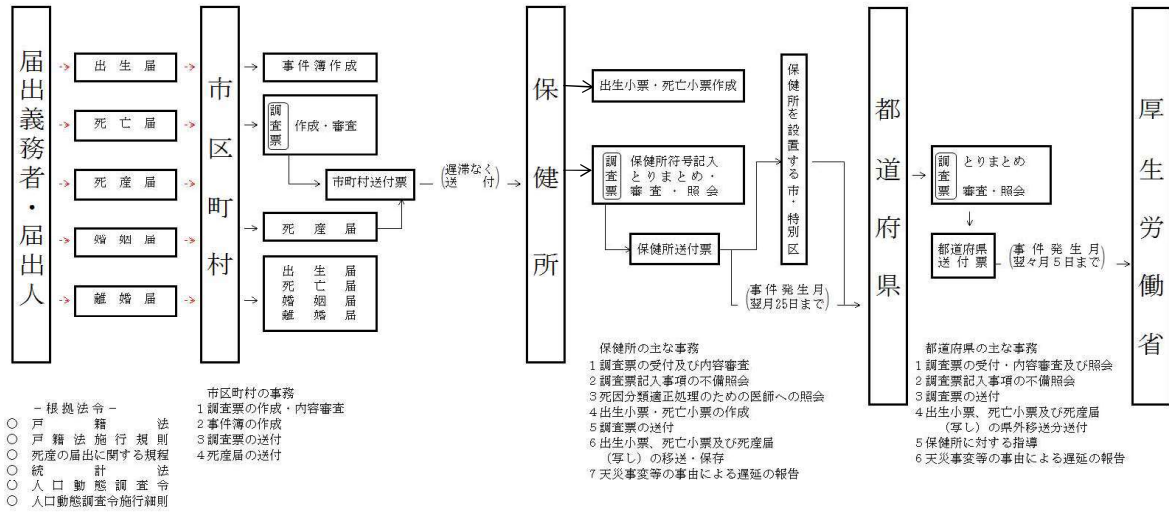
報告の系統

厚生労働省 — 都道府県 — （保健所を設置する市・特別区） — 保健所 — 市区町村
※調査方法（オンライン調査又は郵送調査）

調査票及び 調査事項

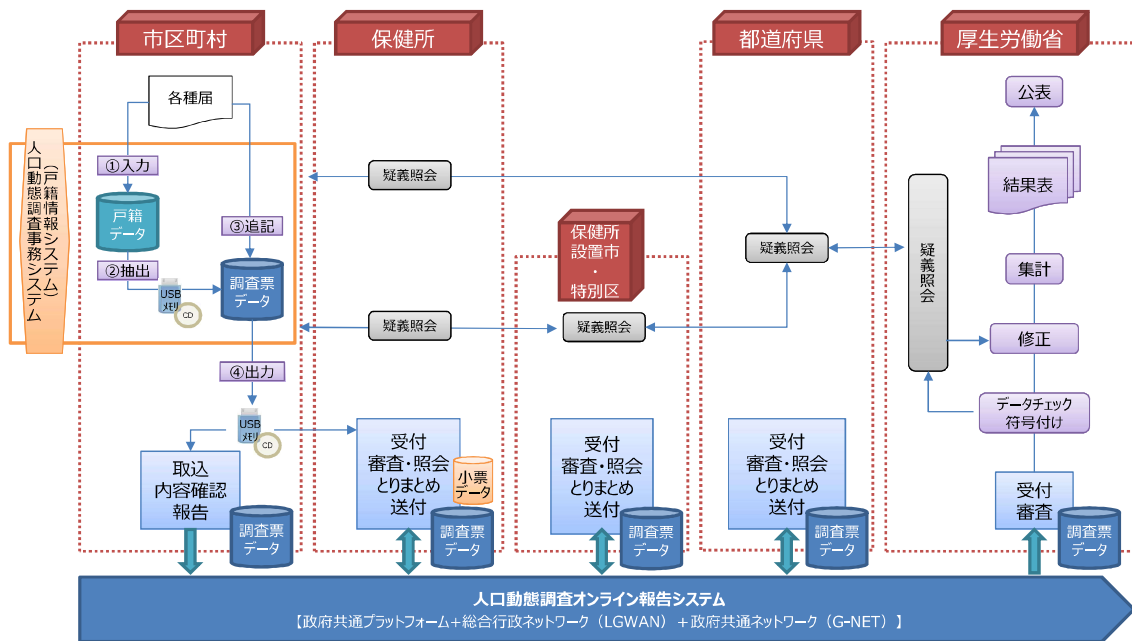
調査票は、次の5種類で、主な調査事項は下記のとおり。
出生票 出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び年齢等出生届に基づく事項
死亡票 死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項
死産票 死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項
婚姻票 夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項
離婚票 夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項

人口動態調査体系図



- 市区町村の事務
- 1 調査票の作成・内容審査
 - 2 事件簿の作成
 - 3 調査票の送付
 - 4 死産届の送付
- 保健所の主な事務
- 1 調査票の受付及び内容審査
 - 2 調査票記入事項の不備照会
 - 3 死因分類適正処理のための医師への照会
 - 4 出生小票・死亡小票の作成
 - 5 調査票の送付
 - 6 出生小票・死亡小票及び死産届(写し)の移送・保存
 - 7 天災事変等の事由による遅延の報告
- 都道府県の主な事務
- 1 調査票の受付・内容審査及び照会
 - 2 調査票記入事項の不備照会
 - 3 調査票の送付
 - 4 出生小票・死亡小票及び死産届(写し)の異外移送送付
 - 5 保健所に対する指導
 - 6 天災事変等の事由による遅延の報告
- 根拠法令
- 戸籍法
 - 戸籍法施行規則
 - 死産の届出に関する規程
 - 統計法
 - 人口動態調査令
 - 人口動態調査施行規則

人口動態調査事務の流れ



人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について 1

1. 関連省令の改正

	要 旨
人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令案について (概要) 〔平成29年10月2日 厚生労働省政策統括官付 参事官付人口動態・保健 社会統計室〕	厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)では、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項の基幹統計調査として人口動態調査を実施し、同条第4項第3号の基幹統計としての人口動態統計を作成し、公表している。 具体的には、戸籍法(昭和22年法律第224号)等の届出に基づき、市区町村長が調査票を作成し、保健所長及び都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されており、当該調査票の送付は、電子情報処理組織(人口動態調査オンライン報告システム。以下「報告システム」という。)による送付か、書面又は電磁的記録媒体による送付という形式で行われてきた。 しかし、 書面による送付分に用いられてきた光学式文字読取装置(OCR)読込用の内部システムについて、業務の効率化及びコスト削減のため、平成30年から廃止することとなった。 これに伴い、人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)について、 調査票の送付を原則、報告システムにする など、所要の改正を行うものである。
人口動態調査令施行細則 〔附則 平成29年10月2日 厚生労働省令第一〇五号〕 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">例外</div> ※ 物理的に送付できない場合に限る	第十条 第一条第一項及び第二条から第四条までの規定による人口動態調査票及び市町村送付票、保健所送付票又は都道府県送付票(以下「調査票等」という。)の作成は、それぞれ第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により 厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。) で 明確に判別できるように記録する方法により行う。 ② 前項の規定により作成された調査票等の送付は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と送付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う。 ③ 前項の規定により電子情報処理組織を使用して送付をする場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(保健所を設置する市にあっては、当該記録につき市長の確認を受けたとき)に調査票等が保健所長、都道府県知事又は厚生労働大臣に到達したものとみなす。 ④ 第一項の規定による作成又は第二項の規定による送付をすることができない場合には、調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体(第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録した物で、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)の作成又は送付をもって代えることができる。

4

人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について 2

2. 利用促進にむけた主な取組

【関連通知等】

人口動態調査オンライン報告システムの導入促進について(通知)(統人発 0606 第1号 平成28年6月6日)
 「人口動態調査オンライン報告システム導入についてのお願い」を毎年、自治体宛に周知

年次	利用促進に向けた取組
～平成30年度	人口動態調査における発生件数の多い市区町村にピンポイントで説明会を実施
令和元年度	アンケートを実施し、弊害となる導入できない理由を聴取し、導入に向けた提案、メリットを提示。 ✓ 令和元年6月3日 未導入機関に対し導入の可否、導入予定時期、未導入の理由等のアンケートを実施 ✓ 令和元年11月8日 紙調査票による報告の廃止に伴いオンライン報告又はFD等記録メディアによる報告の切り替えを依頼 ✓ 令和2年1月21日 アンケート結果を受け、意見に対する回答と合わせ利用促進について依頼 ✓ 令和2年3月3日 令和元年度全国統計主管課担当者会議において利用促進を周知

3. オンライン導入状況

(2020年8月末現在)

	保健所(479)		市区町村(1,896)			
	オンライン利用	オンライン利用申請件数 (年次推移)	[2017年度]	[2018年度]	[2019年度]	[2020年度]
オンライン利用	479保健所		705市区町村	※1,189市区町村は電子媒体で保健所に送付		
オンライン利用申請件数 (年次推移)		[~2018年度] [2019年度] 478 1	[2017年度] [2018年度] [2019年度] [2020年度] 63 31 144 32			

5

人口動態統計について

○ 公表している統計には、「速報」、「月報(概数)」、「年報」の3種類があり、以下の違いがある。

	速報	月報(概数)	年報
公表される統計数値	調査票を作成した数 (出生、死亡等の人数のみ)	概数 (死亡については死因別も含まれる)	確定数 (概数に修正を加えたもの、合計特殊出生率も公表される)
集計対象	日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 (いずれも前年以前発生した者を含む)	日本における日本人 (前年以前発生ものを除く)	日本における日本人 (日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生した者は別掲)
公表・時期	毎月 調査月の約2ヶ月後	月報 調査月の約5ヶ月後 毎年(年間合計) 調査年の翌年6月	毎年 調査年の翌年9月
公表される主な集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・出生数 ・死亡数 ・婚姻件数 ・離婚件数 ・死産数 ・自然増減数 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態総覧(都道府県別) ・死亡数及び死亡率、死因別 ・乳児死亡数及び乳児死亡率 死因別 ・死亡数、死因・性・年齢別 ・感染症による死亡数、死因別 等 	<ul style="list-style-type: none"> 月報(概数)の項目に加え、 ・母の年齢・出生順位別にみた出生数 ・母の年齢・出生順位別にみた合計特殊出生率 ・死亡数、死亡月・性・年齢・死因・都道府県(21大都市再掲)別 ・日本における外国人の人口動態、外国における日本人の人口動態、前年以前発生分の人口動態 等
死因分類表	—	死因簡単分類(約140分類)	死因基本分類(約1万5千分類)

6

基本計画別表(抜粋)

(項目番号: 71)

<基本計画別表>

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	平成31年度(2019年度)中に実施する。

※ 基本計画策定時に審議した部会等: 第2WG 国民生活・社会統計ワーキンググループ会合

<統計法55条報告>

令和元年度(2019年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別
オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。 ① JAVA(JRE)インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。 ② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。 次期システム更改に向け、作成事務の更なる効率化に取り組む予定。	実施・検討予定

7

統計法施行状況報告 (国民経済計算における国際的議論への参画)

令和2年10月1日
統計委員会企画部会
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

<基本計画別表(抜粋)>

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度)から 実施する。

<国民経済計算における対応状況>

- 国際基準策定に向けた国際議論に貢献することを目的として、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部に新たに国際基準課を設置(2018年4月)
- 国際基準策定プロセスへの関与のため、国際機関(OECD、国連)の統計部局等が主催する会合などに出席し、意見表明や報告を行い、2008SNA改定(2025年予定)に向けた国際議論に積極的に参画。
- 国際基準に係る調査・研究の一環として、国際機関から要請があったデジタルエコノミーの計測に係るプロジェクトを実施。推計結果や推計手法等を国際会合で報告(2019年11月、2020年6月)。

(参考)2018年度以降参加した主な国際会議

会議名	会期	開催地
国連欧州経済委 国民経済計算に関する専門家グループ会合	2018年5月23日~25日	ジュネーブ(スイス)
OECD/WPNA (Working Party on National Accounts)会合	2018年11月5日~10日	パリ(フランス)
G20 DGI-2 テーマ別ワークショップ	2019年4月17日~18日	ワシントンD.C.(アメリカ)
Eurostat-OECD デジタルエコノミーの計測に関する会合	2019年7月2日~3日	パリ(フランス)
OECD/WPNA (Working Party on National Accounts)会合	2019年11月4日~9日	パリ(フランス)
国連統計委員会及び関連会合	2020年3月3日~6日	ニューヨーク(アメリカ)
OECD デジタル財の計測に関するワークショップ	2020年6月29日~30日	オンライン開催
国連欧州経済委 国民経済計算に関する専門家グループ会合	2020年9月1, 3, 14, 16, 18日	オンライン開催

国際比較可能性の 更なる向上に向けて

総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官 津村晃

国際統計に関するワーキンググループ（第2回）

議 事 次 第

令和2年1月15日（水）13時30分～
中央合同庁舎第7号館西館
14階共用会議室（1414）

- 1 国際的な課題の情報共有
 - （1）SDG（持続可能な開発目標）指標を巡る最近の動向について
 - （2）国連統計委員会第51回会合への対応について
- 2 各府省等が出席した、又は出席予定の統計関係国際会議
- 3 その他

公的統計の整備に関する基本的な計画（抜粋）

3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

- グローバル化の進展は、資本や労働力などの経済活動にとどまらず、情報や文化などの社会の様々な面に影響を及ぼしており、施策上のニーズに応じて、その実態を的確に捉えることに加え、国際基準への寄与などを通じ、統計に関する国際比較可能性を向上させることが重要となっている。また、統計基準等の設定や見直しを適時・的確に行うことにより、統計相互の整合性・比較可能性の確保・向上を図ることは、統計の有用性の向上を目指す上でも重要であり、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化が必要である。
- このため、国際通貨基金（IMF）が設定する「特別データ公表基準（以下「SDDS」という。）プラス」について、未対応の項目の公表を目指すとともに、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）のグローバル指標の対応拡大に取り組む。

2

SDDS（Special Data Dissemination Standard）プラスについて

- SDDSプラスは、IMFが定める経済・金融に関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、金融健全性指標や債務証券などの公表により参加条件（9項目中5項目の公表）を満たしたことで、平成28年（2016年）4月に参加したが、移行期間である5年以内に、対応未了であった4項目についても、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要があるとされていた。
- 上記の4項目のうち3項目については既に公表しており、現在、関係府省等連携の下、残る1項目（四半期の一般政府収支（内閣府所管））の公表に向けた検討が進められている。

3

持続可能な開発目標（SDGs）とは

- 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals = SDGs）とは、^{エスディージーズ}2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されている。
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標を定めている。



ロゴ：国連広報センター作成

SDGグローバル指標の位置付け

- 各分野の大目標として「ゴール」が17あり、それをより具体化するものとして「ターゲット」が169ある。^{エスディージーズ}SDGグローバル指標とはターゲットの進捗度を測定するものとして国連統計委員会で議論され、これによって、各国が自主的に、国主導でゴールとターゲットのフォローアップを行うこととされている。
- 総務省は、国連統計委員会の対応を担う立場から、SDGグローバル指標に関する国内における取りまとめを担当してきた。

各分野の大目標として17のゴールが存在



ゴール3
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

各ターゲットの進捗度を測定するものとして「指標」が存在

各ゴールをより具体的に書き下したものとして「ターゲット」が存在

ターゲット	指標
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値 3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合
3.c 開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる	3.c.1 医療従事者の密度と分布
3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	3.d.1 国際保健規則（IHR）キャパシティと健康危機への備え 3.d.2 選択抗菌薬耐性生物による血流感染の割合を減少させる

国際機関への報告（国際機関のウェブサイトへの掲載）及び国内のウェブサイトへの掲載を行う指標
 作成方法の確定や値の算出の検討を継続する指標
 国連によって公表された定義から我が国がターゲットの進捗の測定の対象外であると推測される指標等

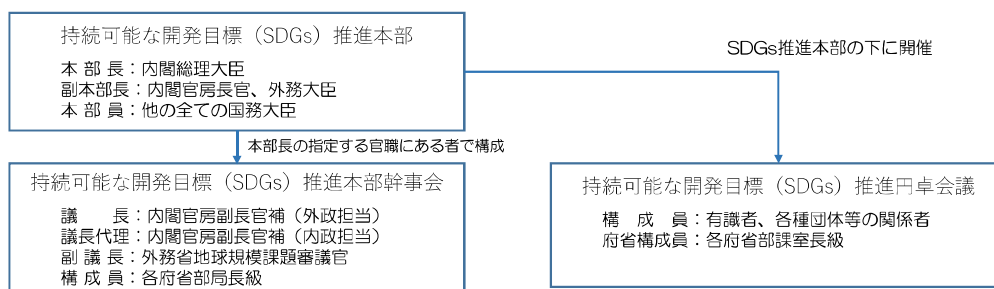
SDGグローバル指標の作成経緯と見直し

- 2015年5月に設置されたIAEG-SDGs (Inter-agency and Expert Group on SDG Indicators)で実質的な議論を行い、その結果を2017年7月に国連統計委員会で合意し、経済社会理事会を経て国連総会で承認された。
- SDGグローバル指標は、国連統計委員会で毎年細かい見直しがなされるほか、2020年、2025年に包括的見直しをすることとされている。2020年の包括的見直しでは、14指標を差し替え、8指標について修正し、8指標を加え、6指標を削っている
(<https://unstats.un.org/unsd/statcom/51st-session/documents/2020-2-SDG-IAEG-E.pdf> 参照)。
- IAEG-SDGsは、地域を代表する27加盟国と統計委員会議長国とで構成され、国際機関はオブザーバーとなっている。ただし、具体的なメタデータは、担当国際機関 (custodian agency) が提案している。
- 我が国は昨年6月からIAEG-SDGsのメンバー国として議論に参加している。
- SDGグローバル指標のメタデータはIAEG-SDGsの議論を踏まえて国連統計部で公表している (<https://unstats.un.org/sdgs/metadata/>)。

6

我が国におけるSDGグローバル指標の位置づけ

- 持続可能な開発目標 (SDGs) に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が設置されている (持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部の設置について (平成28年5月28日閣議決定))。
- 持続可能な開発のための2030アジェンダを実現するための政府の方針として、SDGs本部決定として「SDGs実施指針改定版」があり、「SDGsの達成度を的確に把握するため、データに基づくグローバル指標を活用し、進捗結果を国内外に適切な形で公表する。」とされている。
- 昨年8月8日に、外務省がSDGsの取組を一元的に掲載している「SDGsアクションプラットフォーム」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>) において、SDGグローバル指標の作成方法や算出値を初めて公表した。現在127指標を公表中。



7

今後のSDGグローバル指標の整備に向けた取組

- 本年3月に追加、差し替えがあった指標や、新たに定義づけられた指標について、各府省と連携し、本年中を目途にできる限り公表を行う。
- 本年8月に設置されたSDGs推進円卓会議SDGs進捗管理・モニタリング分科会において、今後公表可能な指標を拡大するため、国内指標が未整備のターゲット等について議論を行う。
- 地球観測データ等の既存のデータを有効的に利活用する観点から、総務省の「ビッグデータの利活用推進に関する産官学連携会議」において、指標の算出方法に係る検証作業を進める。